

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 4 月 21 日 (月) 午後 2 時 00 分

場 所 津市美杉総合文化センター 1 階 会議室 1

出席部会委員 25伊藤^{いとう} 武則^{たけのり}・26稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・27大井^{おおい} 一司^{かずし}・28鈴木^{すずき} 照正^{てるまさ}
29田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・30諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}・31上川^{うえかわ} 洋文^{ひろふみ}・32田中^{たなか} 竹次^{たけつぐ}
33守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}・35池田^{いけだ} 昌司^{まさし}・36井谷^{いたに} 功^{いさお}・37岸野^{きしの} たかお^{たかお}
38中川^{なかがわ} 和雄^{かずお}・39藤田^{ふじた} 武^{たけし}・40結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・42片岡^{かたおか} まさいく^{まさいく}
47中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}

以上 17 名

欠席部会委員 なし

出席部会員外委員 34浅井^{あさい} 競^{きそお}

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：谷主査
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 26 稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・36 井谷^{いたに} 功^{いさお}

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について
- 報告第 5 号 農業生産法人の定期報告について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第4回第2農地部会を開会させていただきます。 本日は全員出席です。 議事録署名委員を指名させていただきます。 26番 稲葉委員、36番 井谷委員、ご両人、よろしくお願ひします。 それでは、本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりですので、よろしくお願ひします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。 報告第1号から報告第5号につきましては、事務局から一括して報告願ひします。よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。 議案書の1ページをお願ひいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から5で、件数は5件、合計面積9,058㎡で、全て田でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 次に、2ページから4ページをお願ひいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から4で、4ページになりますが、合計で件数は4件、面積は22,305.11㎡で、その内訳は、田が13,847㎡、畑が8,145㎡、その他、これは台帳地目が宅地で現況地目が田になりますが、313.11㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございまして、いずれもあつせんの希望はありません。なお、番号3につきましては、現況が宅地でありまして、既に倉庫が建っております。転用申請をするよう指導しておりますのでよろしくお願ひします。 次に、5ページをお願ひいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1から3まで、転用目的はいずれも一般個人住宅用地です。合計で、件数は3件、面積は全て畑で587㎡でございます。 6ページをお願ひいたします。 報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。 番号1、権利者 _____、取得年月日、昭和32年1月5日の1件で、20年以上にわたり駐車場として平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。なお、台帳地目が畑であることから、転用申請をするよう指導しております。面積は426㎡でございます。 7ページをお願ひいたします。 報告第5号 農業生産法人の定期報告についてでございます。 番号1、株式会社 _____、主たる耕作物はキャベツ、耕作面積は畑で0.86ha。 番号2、有限会社 _____、主たる耕作物は和牛、耕作面積は田で4.7ha。</p>

番号3、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で5.5ha、畑で0.7ha、合計6.2ha。

番号4、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で8.1ha、畑で0.05ha、合計8.15ha。

番号5、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で3.6ha、畑で0.2ha、合計3.8ha。

番号6、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で2.5ha、畑で1.7ha、合計4.2ha。

番号7、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で2.3ha、畑で0.8ha、合計3.1ha。

以上件数は7件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたが、よろしくお願いたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積172,369㎡、渡人 _____、面積3,494㎡、申請地 久居元町前畑_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,576㎡ 外1筆で、合計面積1,823㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積50,796㎡、渡人 _____、面積3,401㎡、申請地 稲葉町藤倉_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,335㎡ 外2筆で、合計面積2,566㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 八ッ山、受人 _____、面積117,640㎡、渡人 _____、面積5,274㎡、申請地 白山町八対野西代_____、台帳地目・現況地目とも田、面積976㎡ 外1筆で、合計面積2,560㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上、件数は3件で、合計面積は6,949㎡、全て田でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

稲葉委員

4月15日の日に事務局と現地確認に行っていました。場所は須ヶ瀬大橋の手前に元町の_____があり、道を隔てて西へ300mぐらいの雲出川の河川敷近くにあります。事務局の説明どおり、何ら問題ないものと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長

2番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。番号1番と同じ日に、事務局と委員で現地確認を行ってまいりました。場所は上長野の集落の南側約600mになりまして、_____の入り口の近くにあります。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員

35番 池田です。15日に総合支所1名と委員3名で現地を見てまいりました。現地につきましては、国道165号線の_____を左へ曲がっていただいて、500mぐらい行ったところの右側の田んぼばかりあるところでございます。事務局の説明どおり、何ら問題がないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見、お伺いしたいですが、よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

それでは、9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積25㎡です。

これにつきましては、自宅への進入路用地とするものですが、昭和46年10月ごろから既に利用されており、始末書の提出がありますことから追認しよ

うとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請者 _____外1名、申請地 一志町波瀬野口____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積128㎡。

これにつきましては、申請地を自宅の庭用地とするものですが、昭和47年ごろから既に庭として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は153㎡で、その内訳は、田が25㎡、畑が128㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

29番 田口です。先日15日に支所職員2名と地元委員5名で現地確認させていただきました。_____から東へ500mぐらいのところですか。これも事務局の説明どおり、何ら問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

上川委員

31番 上川です。15日に支所職員2名と委員3名で現地確認させていただきました。これも現在、庭として使ってみえますが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号について許可することと決定したいと思っております。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社_____代表取締役 _____、渡

人 _____、申請地 戸木町南羽野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積694㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.09㎡、転用面積の44.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、受人 株式会社_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 榊原町古野____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積353㎡ 外9筆で、合計面積1,579㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建設を予定している太陽光発電施設への進入用道路及び道路の法面用地とするものですが、平成10年3月ごろに渡人が道路用地として既に造成しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、受人 宗教法人_____代表役員 _____、渡人 _____、申請地 白山町南家城シデ原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積149㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____の駐車場用地するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、受人 _____、使用借人 株式会社_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町大原沓掛____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積214㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____の資材置場用地として利用するものですが、昭和55年10月ごろから、既に受人が借り受け、木材の搬出場として、またその後、_____の資材置場として利用しており、渡人から始末書が提出されておりますので、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川中津____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積99㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接宅地と同時に申請地を譲り受け、物置用地とするものですが、既に隣接宅地と一体利用されており、受人、渡人連名で始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は2,735㎡で、その内訳は田が735㎡、畑が2,000㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。4月15日に現地確認に行っていました。場所は_____のちょうど西側で、今回の申請地も畑の中に家がたくさん建ってまして、東側も西側も住宅が建っているような状態で、特に問題ないと思いますの

で、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願ひします。

伊藤委員 25番 伊藤です。1番と同じく現地確認を行いました。場所といたしましては、_____より西奥へ行くこと約2kmのところですか。事務局の説明どおり、何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願ひします。

浅井委員 34番 浅井です。家城の3番、4番を併せて報告させていただきます。15日に午後2時から事務局1名、地元委員3名で現地の確認を行いました。場所は、旧家城小学校があったんですが、それから東へちょうど100mぐらい行ったところが現地でございます。最近、_____へ参られる方が増えたということで、駐車場が狭いということで、駐車場を増設するという申請があったわけでございます。何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。それから、4番ですが、これも15日に現地確認したんですが、場所は、大原という、戸数は少ないですが集落があるんですが、そこから_____へ上っていく道があるんです。その入り口約300m上ったところの左側が現地でございます。先ほども事務局から説明ありましたように、前からもう_____の資材置場として利用されておまして、今度その土地を買われて、ずっと資材置場として利用されるということでございます。始末書が提出されているということでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。5番、お願ひします。

結城委員 40番 結城です。下之川、5番について説明をいたします。申請地を取得し、隣接する宅地と合わせて一体化利用するものであるという申請でございます。始末書の添付もされておりますので、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですから、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願ひします。

事務局	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借り人 株式会社_____代表取締役 _____、貸し人 _____外1名、申請地 庄田町馬廻り_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積540㎡ 外2筆で、合計面積1,111㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を30年間賃借し、コンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。</p>
鈴木委員	<p>28番 鈴木です。今月の15日に現地確認に行つてまいりました。また、午後からは会長さん始め、本庁の事務局の方も現地確認に同行してもらいました。場所は国道165号線沿いで、ちょうど国道のところの_____という会社をご存じかと思ひますけども、その南側斜め向いということになります。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思ひれますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認めます。よつて、議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願ひます。</p>
事務局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 波瀬、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町波瀬野口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積433㎡のうち140㎡です。</p>

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は62.2㎡、転用面積の44.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町高野下川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積317㎡ 外9筆で、合計面積2,900㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,210㎡、転用面積の41.73%に当たります。なお、申請地は、鶏舎の跡地であったことから、昨年3月15日に太陽光発電施設に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八ッ山、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山町稲垣下出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積236㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は3,276㎡で、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

上川委員 31番 上川です。波瀬には太陽光というのは関係ないかと思っていました。段々畑で2枚使用されるのですが、それで面積が1.4aという非常に狭いところ。現在、耕作放棄されておる畑で、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。15日に本庁の事務局3名、また地元委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明どおりですが、場所につきましては、高野地区の在所から北の方へ500mほど行ったところに高野の _____ があるんですが、その近くということで確認をさせてもらいました。内容につきましては、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく願いしておきます。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。15日に総合支所1名、委員3名で現地確認をいたしました。現地につきましては、旧八ッ山小学校、三重中央農協の八ッ山支店がございましたけど、その近くの左側のほうです。 _____ という化粧品店が今はあります。そこを下へ進んでいきますと、50mぐらいのところにあります。

その付近につきましては地元の赤道がございまして、あとは本人の畑ということで、何ら問題はないと思いますので、事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思えます。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で44,297㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,145㎡、契約件数は28件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で68,352㎡、畑の使用貸借で327㎡、契約件数は61件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,502㎡、畑の使用貸借で1,364㎡、契約件数は5件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,904㎡、畑の使用貸借で3,120㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて125,055㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,956㎡で、合計契約件数は98件、合計面積は134,011㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区7件、一志地区27件、白山地区3件、合計で37件、合計面積89,151㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いいたします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て審議をいただきました。

午後2時33分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年4月21日

議長

出席委員

出席委員